

(2018年10月1日一部改正)

都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用基準

(都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの適用により公園の設置を不要と判断する基準)

「都市計画法施行令第25条第6号ただし書き」の運用における、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」とは、次のいずれかに該当する場合に適用する。

1 当該開発区域から最も近い距離（直線距離）に存する相当規模の都市公園（住区基幹公園）の端部（公園の出入り口等、現にオープンスペースとして効力のある箇所）から誘致距離とする半径250メートルの円を図上で描いた際に、当該開発区域の過半が円内に収まる場合。

ただし、この場合、開発区域と公園の間は、高速道路、河川、鉄道その他利用者の通行を分断するものにより、妨げられることなく利用できる状態にあること。

2 当該開発区域が、土地区画整理事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内の土地等、公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発行為。

3 その他の理由により、市長が公園の設置を不要と判断する場合。

(2018年10月1日一部改正)

都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用基準

(都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの適用により緑地又は広場の設置を不要と判断する基準)

- 1 緑地又は広場については、公園の設置を不要と判断する基準と同様に扱う。